

# 山梨県電子納品保管活用システム再構築業務委託 に係る総合評価一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札に係る総合評価競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の6第1項の規定により公告します。

## 1 一般競争入札に係る総合評価競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
電子納品保管活用システム再構築委託業務 一式
- (2) 業務内容  
電子納品保管活用システム再構築に係る業務。なお、詳細は、電子納品保管活用システム再構築に係る入札説明書によること。
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所  
山梨県庁（山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）及び知事が指定する場所

## 2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

### (1) 入札参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- オ 資格審査の申請を行う日に属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

### (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

### (3) 山梨県における物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

### (4) 過去5年以内に国、都道府県または市町村での電子納品保管管理（活用）に関わるシステムの構築または運用保守業務を受託した実績があること。

## 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県県土整備部技術管理課 技術情報担当  
電話055-223-1683

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年5月22日（木）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3の（1）の交付場所において交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

公告日の翌日から令和7年5月22日（木）までの県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までに山梨県県土整備部技術管理課技術情報担当（山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）に持参すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

(5) 提案書等の提出期間及び提出方法

令和7年6月16日（月）午前9時までに山梨県県土整備部技術管理課（郵便番号400-8501山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）に持参し、又は同月13日（月）午後5時までに山梨県県土整備部技術管理課技術情報担当あてに必着するよう郵送すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とすること。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年6月16日（月）午前10時 山梨県庁防災新館202会議室（郵便番号 400-8501山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）

(7) 入札方法

① 入札書への記載について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 落札決定

総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

③ 低入札価格調査の実施

最高評価値者の入札価格（税込）が、調査基準価格を下回ったときは、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する。この場合、入札参加者全員に「保留通知書」を送付し、落札決定は調査終了まで延期する。

保留通知後、調査基準価格を下回った入札を行ったすべての者に対して、調査資料の提出依頼を通知するので、当該通知を受け取った者は、低入札価格調査実施制度要領に定める調査資料を通知日の翌日から起算して県の休日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日をいう。以下同じ。）を除き3日以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は、失格とする。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

① 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点と価格点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 技術提案書の内容が、入札説明書に添付する別紙技術提案書評価表で指定する項目を全て満たしていること。

- ② 総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。ただし、技術点と価格点がどちらも同点であるときは、入札金額の低いものを落札者とする。更に、入札金額も同額の場合は、くじを引きにより落札者を決定することとし、入札執行事務に関係のない職員が入札者の代わりにくじを引き落札者を決定する。

#### 4 その他

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、別添契約書第5条第5項に該当する場合は、これを免除する。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) その他

詳細は、入札説明書による。